

# 10期第3回さいたま市消費生活審議会

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期 日     | 令和7年3月21日（金）                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 場 所     | JACK大宮5階 さいたま市宇宙劇場 第1・第2集会室                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会 議 時 間 | 開会 午前10時00分 ～ 閉会 午前11時05分                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 出 席 委 員 | 会長 明石 順平<br>委員 池田 味佐 高橋美登梨 岡田 美保<br>吉沢 浩之 長谷川 悟 藤野 恵<br>小川 ゆり 石田 恒子 佐藤千鶴子<br>丹野美絵子 葩島 孝雄                                                                                                                                                                                   |
| 欠 席 委 員 | 井上 光昭 今西 誠一 安藤 宏                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 日 程     | 1 開会<br>2 議題<br>(1) 第4期消費生活基本計画（素案）について<br>(2) その他<br>3 閉会                                                                                                                                                                                                                 |
| 配 付 資 料 | ・ 次第・委員名簿<br>・ 座席表<br>・ 資料1 第3回消費生活審議会の内容<br>・ 資料2 第2回審議会「論点整理表」に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案）<br>・ 資料3 第4期消費生活基本計画（素案）構成の新旧対照表<br>・ 資料4 第4期さいたま市消費生活基本計画 令和8年度～令和12年度（素案）第2稿<br>・ 資料5 論点整理表<br>・ 消費者政策会議（令和7年3月14日）石破総理発言<br>・ 消費者安全確保地域協議会の設置について<br>・ さいたま市に消費者安全確保地域協議会の設置を |
| 傍 聴 人   | なし                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 会 議 録   | 別添のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 出 席 職 員 | （幹事）<br>消費生活総合センター参事兼所長 塚越 修<br>（書記）<br>消費生活総合センター副参事 西村 典子<br>消費生活総合センター副参事 千葉 朝彰<br>消費生活総合センター所長補佐 田島 博<br>消費生活総合センター所長補佐 荒川 尚志<br>消費生活総合センター消費生活係主査 佐藤 玲子<br>消費生活総合センター消費生活係主査 加崎 ちはる                                                                                   |

# 10期第3回さいたま市消費生活審議会 会議録

令和7年3月21日（金）

開 議（午前10時00分）

**○田島所長補佐** 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、10期第3回さいたま市消費生活審議会を開会いたします。

本日は、委員15人中、12人の出席をいただいております、過半数に達しているため、条例施行規則第35条の規定により会議を開催することができますので、ご報告いたします。

さて、本審議会は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により原則公開となっており、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますので、予めご了解ください。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」「委員名簿」「座席表」、「消費者政策会議 石破総理発言」、続いて事前にお送りしております「資料1」から「資料5」まで。それから本日お配りしています「消費者安全確保地域協議会の設置について」「さいたま市に消費者安全確保地域協議会の設置を」、以上であります。すべてお手元にございますでしょうか。

（資料の不足無し）

それでは、これより議事へ移らせていただきます。

審議会の会議につきましては、条例施行規則第35条の規定により、会長が「議長の職」を務めることになっておりますので、以後の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

**○明石会長** 皆様、おはようございます。会長を務めさせていただきます明石でございます。それでは、議事を進めてまいります。

事務局の方、傍聴者は、いらっしゃいますか

**○田島所長補佐** 本日、傍聴者はおりません。

**○明石会長** 分かりました。ありがとうございます。

次に、議事録の作成に係わる委員の指名を行いたいと思います。これは、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認し、署名の上、承認頂くものです。議事録の作成要領としては、概要を記すこととなっておりますので、調査審議内容の方向性など大要を把握していただければよいかと思います。今回は、私のほか、「高橋委員」と「石田委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【承諾】

ありがとうございます。他の委員の方々もよろしいでしょうか。

### 【賛同】

それでは両委員には、審議会を代表して、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき、承認の署名をよろしくお願いいたします。

ここからは、次第に沿って、議題の審議に入ります。

はじめに、議題（１）第４期消費生活基本計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

**○消費生活総合センター所長** 皆様、こんにちは。所長の塚越でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに「資料１」をご覧ください。本日の審議会では、以下の３点についてご説明し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

１つ目は、「資料２「第２回審議会「論点整理表」に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案）」について」です。

前回の審議会において、「論点整理表」として「第２章 消費生活を取り巻く現状・課題と課題解決の方向性」に対し、皆様からご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、事務局において資料２のとおり修正案を作成するとともに、資料４「第４期消費生活基本計画（素案）」のとおり修正しました。ご確認いただき、修正案にご異議がなければ、本案のとおりとさせていただきます予定です。

２つ目は、「資料３「第４期消費生活基本計画（素案）構成の新旧対照表」について」です。

前回の審議会後に、事務局において基本計画（素案）の構成を見直しましたので、後ほどご説明いたします。

最後に、３つ目は、「資料５「論点整理表」について」です。

今回皆様には、「基本計画（素案）」の「重点施策」における「具体的な取組」について、より一層効果的になる取組案や改善すると良いと思われることなど、ご意見を頂戴いたします。資料１の説明は以上となります。

続いて、資料２「第２回審議会『論点整理表』に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案）等」をご覧ください。

前回の第２回審議会において「第４期消費生活基本計画（素案）」の「第２章 消費生活を取り巻く現状・課題と課題解決の方向性」を中心に、委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。そのご意見を踏まえ、本資料を作成いたしました。

本資料は、皆様から頂戴したご意見と、それに対する反映状況・修正案を、表形式に左右に対比して整理いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。

また、この修正案に基づき、資料４の「基本計画（素案）」についても修正いたしました。資料２の説明は以上となります。

**○明石会長** ありがとうございます。

今回は、基本計画素案の主に第２章について、皆様からのご意見を踏まえ事務局において資料２のとおり修正し、資料４基本計画素案についても同様に修正しています。

この「修正案」についてお諮りしたいと思います。本修正案のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

○一同 なし。

○小川委員 すみません。これ自体には問題はないのですけれども、この前は中身に関していろいろ書いてある文章の方を気にしていたものですから。今回この資料4を見て、20ページのところに「エシカル消費に関連する言葉の認知状況」という意識調査報告書があるのですが。このようなグラフなのですけれども、この先もどこかでそういう調査をおやりになるのではないかと思います。毎年これをやっているのでしょうか。

2019年度と2016年度と結果のグラフが載っていますが、もうおやりになっているのかとも思うのですが、今後はこれをやってもあまり意味がないような「この言葉の意味を知っていますか」という問い合わせなので。

みんなカタカナで書いてあるのですが、このエコというのは変な話、例えばエコに配慮したとか、エコロジーにという言葉がいっぱい出てくるので皆さん知ってらっしゃいますが、大体、エコという言葉自体が、エコロジーの略で、エコロジーってももとは、生態学という意味で、環境を保つという造語で作られていてそれをまた日本語で、「エコ」と短くしてしまって、このロハスとか、サステナビリティとかエシカルとかカタカナで書いてあるのも、その時にはやったというか、話題になった年は皆さんが知っているでしょうけれど、このグラフで見ると、もともと10%とか15%の人しか知らない言葉であって、これ結局、フェアトレードなどは、結構皆さんがフェアという言葉が入っているので、公平なトレードということでおわかりになるのかなと思ったら、知らないという人が圧倒的に多いので、例えばこの調査をやっても、言葉を知っているのと、実際に私はCOOPで買い物をするので、バナナなどはいいい生産者の作ったバナナを少し高いのですけど買いましょうとかいう注意書きがあって、フェアトレード製品です、とあるので皆様がお買いになったりしますけれども。

「知っているものがない」という回答が20%とか40%出る言葉ですので、今後は「言葉を知っている」のではなくて、あなたは環境と健康に配慮した商品を買おうと思っていますか、とかそういう質問はいいですけれども、言葉をエシカルっていうカタカナ語の質問はもうしなくてもいいのではないかと思います。ですから調査自体も、こういうふうに法律には違反しないけれども、環境や何かを考えた商品を買っていますかという、行動をとっていますかという、質問はいいけれども言葉を、このカタカナを聞くというのは、もう、ちょっと場合によっては、いいのではないかという意見です。以上です。

○消費生活総合センター所長 ご意見ありがとうございます。今回、エシカル消費への取り組みに関する現状についての消費者庁で作成したこちらの資料ですけれども、現状について参考になればということで掲載させていただきました。また今後、これに代わるよりよい資料を探しまして、参考になるものを掲載したいと考えております。ありがとうございます。

○明石会長 はい。修正案自体については特になしですか。

○小川委員 それ自体は、ありません。

○明石会長 他にご意見は。

ないようですので、ご異議なしと認めます。よって本修正案の通りといたします。  
次に資料3及び資料5について、説明をお願いします。

○消費生活総合センター所長 引き続き、着座にて失礼いたします。

最初に、資料3「第4期消費生活基本計画（素案）構成の新旧対照表」についてご説明いたします。

前回の審議会後に、基本計画（素案）の第3章と第4章の構成を一部見直しいたしました。具体的には、表の左側の欄に記載しています修正前は、施策について第3章と第4章に分けて構成していたものを、修正後は第3章の「2 施策の基本方針と施策」にまとめ、体系的かつ一体的に捉えやすく整理いたしました。

また、重点施策についても2つの柱である「高齢者への支援強化」と「若年者への教育・支援強化」を明示することにより、重点施策の取組の明確化を図ることを目的に見直しを行いました。

資料3の説明は以上となります。

続いて、資料5「論点整理表」についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

はじめに、「論点整理表」の目的についてご説明いたします。今回の「論点整理表」は、基本計画（素案）の「重点施策」に関する記述を抜粋しています。重点施策の「具体的な取組」の参考として、令和5年度の実績を網掛け部分を追記しました。

委員の皆様には、この「具体的な取組」につきまして、資料4「基本計画（素案）第2章 消費生活を取り巻く現状・課題と課題解決の方向性」を踏まえ、また、令和5年度の実績を参考にいただき、例えば、より効果的な施策のアイデアや改善点など、ご意見を頂戴し今後見直しを図って行きたいと考えております。

具体的な取り組みにつきまして幾つか、ご説明をさせていただきます。初めに3ページをご覧ください。3ページの一番上にごございます表のナンバー5「高齢者の地域での見守り活動の推進」こちらについてご説明いたします。

参考で令和5年度実績は、高齢者見守り活動の活動者数、7, 156人ということで記載がありまして高齢福祉課が担当しています。こちらは地区にごございます、社会福祉協議会、現在さいたま市内に52地区の社会福祉協議会が設置されております。こちらでは、自治会の皆様ですとか、民生委員の皆様、また婦人会の皆様、子供会、など地域の様々な団体が協力し合って構成をしております。

基本的には65歳以上の高齢者を見守るようにしているということですが、それ以外にも気になる方であるとか、障害者の方などを見守るということで活動をされています。具体的には、雨戸ですとか新聞受けの状況を確認したり、また実際訪問して安否確認を行っている、そういった活動をされています。

続きまして、ナンバー8、具体的な取り組みとしまして「障害者等の相談支援体制の

充実」こちらにつきましてご説明いたします。

参考として令和5年度実績でございますが、障害者生活支援センター間の連絡調整の場であるコーディネーター連絡会議、令和5年度から障害者生活支援センター連絡会議に名称変更、これを継続的に開催しているというものです。

現在15のセンターがございまして、社会福祉法人ですとか、社団法人、医療法人などが、さいたま市から委託を受けて運営しています。障害のある方ですとかそのご家族の方々から様々な相談を受けまして関係機関との連携のもと適切な対応や支援がなされるようサポートする「障がい者相談支援事業」の他、障害者総合支援法に基づきます計画相談支援として「サービス利用計画案の作成」といったことを行っております。

各障害者生活支援センターの職員が集まりまして、情報共有ですとか虐待の事例の研修などが行われています。

続きまして4ページをご覧ください。こちらのナンバー11になります。ここからは若年者への教育の推進支援教育の内容になります。ナンバー11につきましては学習指導要領に基づく消費者教育の推進、小学校と中学校です。こちらは教育委員会の管轄になるのですが、年間指導計画におきましては、小学生では、5年生におきまして「消費と生活」の単元でお金や買い物について学ぶということです。中学校におきましては、技術・家庭科の家庭分野におきまして「消費と環境」の中で「計画的な金銭管理」の単元は1年生の3学期、また「自立した消費者となるために」の単元は2年生の3学期に学ぶということが示されておきまして、各学校の状況に応じまして、3年間のうちに実施をしております。

また、消費生活総合センターが作成いたしましたパンフレットを配布しておりまして、これにつきましては中学校2年生で配布し、活用していただいております。

続きまして同じ4ページのナンバー12になります。こちらが学習指導要領に基づく消費者教育の推進で高等学校になります。高等学校では1年生、中等教育学校で4年生になります。もしくは2年生で指導を行っているということです。「家庭基礎」の中で消費者教育を行っておりまして、実際には1年生で実施している学校が3校。2年生で実施している学校が1校ということになっております。

具体的な取り組みにつきましてのご説明は以上となります。

最後に、資料5の訂正が1点ございます。3ページをご覧ください。一番下のナンバー10「聴覚障害者相談員による日常生活の相談」の欄をご覧くださいまして、一番右の欄に担当課所の欄がございます。この欄に「高齢福祉課」と記載がありますが、正しくは「障害福祉課」でございます。お詫びして訂正いたします。

私からの説明は以上となります。

**○明石会長** はい。ありがとうございます。初めに資料3については事務局において前回の審議会で提示した基本計画素案の構成見直し、施策を一体的にとらえやすくすることを目的に修正したということでした。

次に資料5論点整理表についての説明がありました。こちらは、資料4の基本計画素案から重点施策の具体的な取り組みを抜粋しています。皆様には、この具体的な取り組みについて、より効果的な施策のアイデアや改善点などご意見をいただきたいというこ

とです。資料5は大きく2つに分かれておりまして1つ目は2ページ、3ページの高齢者等への支援強化。2つ目は4ページ、5ページの若年者への教育の推進・支援強化です。

それぞれ15分程度を目安にご意見をいただきたいと思います。まず初めに2ページ、3ページの高齢者等への支援強化における具体的な取り組みについてのご意見をいただきたいと思います。ご意見のある方は挙手していただき、具体的な取り組みを左側に記載していますナンバーをおっしゃってからご意見をお願いします。

**○菰島委員** はい。

**○明石会長** どうぞ。

**○菰島委員** 内容的に間違っているとかそういう話はございません。文言整理の話を1つして、もう1つは改善というか、2点申し上げます。

1点目は2ページの具体的な取り組みの中身です、②の「高齢者等への情報提供等の強化」この項目のところなのですが、ナンバー2で「公共施設や福祉施設等に、被害防止に関する情報提供」というふうに書いてございますが、私の案としては「公民館等の公共施設や地域包括支援センター等への情報提供」というふうにしたほうがいいのではないかと。

それからもう1つ改善して欲しいということで申し上げますが、ナンバー3の「高齢者等に日頃接する人への情報発信」というのがございます。この具体的な取り組みについては、3ページの一番上の④高齢者の見守り活動の推進のところの具体的な取り組みの項目として入れ込んで、具体的な取り組みの中身は「高齢者等に日頃接する」というのは非常にわかりにくいので、「民生委員等の見守り活動を通じた情報提供」と。

文言をもう一度言いますと。ナンバー2の方は、「公民館等の公共施設や地域包括支援センター等への情報提供」。ナンバー3としては、「民生委員等の見守り活動を通じた情報提供」、ナンバー3というのはここから外して、3ページの一番上の④の高齢者見守り活動の推進の具体的な取り組みのところに入れた方がわかりやすいのではないかと。

それから改善としてもう1つ細かいことですが、3ページの一番上の④高齢者の見守り活動の推進。ここのところのナンバー5として具体的な取り組みが書かれています。

「高齢者の地域での見守り活動の推進」。この地域の見守りということが、やはり地域ということが必要かもしれないけど、なかなか一般的にみると、高齢者の地域の見守り活動の推進という、そういう抽象的な言葉よりも「民生委員等による」とかいうことの方がわかりやすいのではないかと。下のナンバー6の「生活支援員等による」とか書いてありますが、誰によるという形を変えたほうが全体的にわかりやすいのではないかと。

それで私としては最後ですけど、先ほど2ページのナンバー3のところで「民生委員等の見守り活動を通じた情報提供」というふうにした方がよいのではないかとはいいましたが、この民生委員等の等っていうのは何だと。

先ほど所長さんの方から、④の見守り活動の推進の活動についての説明ございましたが、これは地区社協の方で、取り組んでいた話ですが、実績でお話しますと民生委員で

す。現場では民生委員以外はほとんど見守り活動については取り組んでいない。私はあえて申しますと、十分に機能していると思いませんけれども、県の方で登録している消費者被害防止サポーター、この活性化が課題だと思います。県の審議会でもそのような話があります。それでこの民生委員等の等というのは、消費者被害防止サポーターのことを私は是非入れてくださいと。県の審議会の話だと、被害防止サポーターは市の消費生活センターのお手伝いでいろいろなイベントなどで、仕事をしているという話だったのですけれども。具体的には、もっと現場での民生委員とのタイアップをしたサポーター活動というものをしたほうがいいのではないかという意味も含めて申しました。

さいたま市にも約1,500人の民生委員がおります。民生委員が基本的には中心だと思いますが、被害防止サポーターも県の審議会の報告だと県には900人。埼玉県にも、さいたま市にも多数いらっしゃると思いますので、民生委員とのタイアップでぜひ有効な対応してもらいたいなというふうに思っております。以上です。

**○小川委員** すいません。

**○明石委員** はい。

**○小川委員** これに関して、ほとんどあまり活動していない。消費者被害防止サポーターというのは、私はこれに平成22年度から一応登録だけはしております、何が一番いいかという、消費生活相談員さんとかそういう方から最近の事例についてのフォローアップ研修が受けられるというのが、とてもとてもいいことなので。でも結局のところは、ちょっとしたイベントのお手伝いとかで行ったこともあるのですが、ただ前へ行ってお話をしても、やっぱり現実に自分になっていないと皆様あまりこう言うてはなんですけれども乗らないのですね、今何も困っていないとね。それであとは、やっぱり、何をどうやるかという、ただ私自身はコーラスで伴奏していますのでその人たちには、消費生活センターからいろいろこのチラシがありますし、そういうのが送られてきたときには、こういうのがありますよと、その限られた人にはご紹介をしているのですが。確かに、本人自身が得をするだけと言ってはなんです、確かにとても役に立つので、親戚等の集まりでは、変な工事の人には来たときにはこういうふうにキャンセルするのよということで、全部に役に立ってはいますし周りの方にもお話をしますが、その程度のことなので、やはり民生委員さんごとくにはやれていないのが本当に現状だと思いますから、もうちょっと何とかならないかというのは、貴重なご意見だと思います。

**○明石会長** どうぞ。

**○佐藤委員** 民生委員の方ももちろん大事だと思うのですが、地域包括支援センターのケアマネージャーとか、それから実際にヘルパーの方の見守りも大事だと思います。直接その担当する方に触れ合って、その中で被害に遭われた方っていうので結構消費生活センターに相談が上がってくる事例として、ケアマネージャーの方とかヘルパーの方からこういうことがありましたよっていうことで、相談を受けることも。私は消費生



活相談員をやっていたので過去にそういうこともありました。もちろん民生委員の方からの相談もごさいます。なのでその民生委員だけということではなくて、地域包括支援センターのケアマネージャー、ケアヘルパーの方というのも大切だと思います。以上です。

**○丹野委員** はい。

**○明石会長** どうぞ。

**○丹野委員** ありがとうございます。具体的にこの場所のどこをこういうふうに修正した方がいいと思うというアイデアの話ではなくて、さいたま市の消費生活総合センターのホームページを拝見していますと、提供する側としては限りなくわかりやすくしているつもりなのだろうな、と。そもそも消費生活センターが何をしてくれるところなのかというところは、必ずしも普通の方にとっては認識が高いわけではないのですよ。だからここに相談したいと思わせるよう、例えば何かその点検商法で下水管がどうたらこうたらでAという業者に来てもらって困りました、どうしたらいいのだろうという時に、ホームページを探して、そこにアクセスをしたらこういう被害の相談も受けられますよ、こういうのが解決できますよっていうようなことを言ってあげないと、私が消費生活センターの相談員だった時「消費者生活の相談ってどんなんだい」ってよく言われました。「こんなのでもちゃんと受けてくれるのか」というふうに言われましたので、そういう意味では何らかのもう少し工夫の余地があるように、拝見をさせていただいていますので、ぜひですね、「高齢者等への情報提供等の強化」という、ここのところに今引っかけてしゃべっているのですけれど。こういうことも心がけていただければありがたいなと。

消費生活センターは、皆さんが思っているほどは知られてないので、一般市民に。そういう意味では敷居を下げてやる必要があると思っております。言わせていただきました。

**○明石会長** すみません。ちょっと時間の都合がありますので、4、5ページの若年者への教育の推進・支援強化における具体的な取り組みについてのご意見を次にいただきたいと思います。ご意見のある方は挙手していただき、左側に記載しているナンバーおっしゃってからご意見をお願いします。

**○石田委員** すみません。小学校中学校、高校っていうふうに分けてありますけれども、いろいろなことを学ぶことができるのではないかと私は思いますけれど。高校のSNSの危険性とかトラブルとかっていうふうに書いてありますけれども、こういうことも、小学校中学校も、詳しくはなくても、ちゃんと教えた方がいいのではないかと私は思います。小学校の時から被害に遭うか遭わないかっていうのは、詐欺とかではないかもしれませんが、いろいろと遭う可能性があると思うのですね。ですから、そういう教育をちゃんとやったほうがいいと思います。

それと私はこの素案を見ましてつくづく思ったことは、一般の消費者とか商店とかそ

ういう売る人と買う人の間のトラブルというのがありますけれども、それとは別に、犯罪をするつもりで接してくる人たちがいるわけですね。そういうのが一緒になって、書いてありますね、基本計画には。ですけど、例えばですね、基本計画の資料4ののところを見ていただきますと、35ページですかね。「消費者の7つの権利」って書いてあるのですね。それを見て私はすごく違和感を感じたのですけれども、いろいろな権利が、私たち市民にはあります、消費者にはありますって書いてありますけれども。例えばだまされたとしても、そのお金は戻ってくる保証があるかって言ったら戻ってこないですね。そういうことを考えると、この内容は、例えば、一般的な会社とか、商店とかが誠心誠意やっている中で、何かミスをしたり、何か至らないところがあったために、いろんな被害を生じさせたということになることがあったと思うのですね。そういうものを対象にしているその権利じゃないかと。救済される、ということが書いてありますからね。じゃないかと思うのですね。でも、詐欺にあったりなんかした場合は、救済されないですね、救済されることもあるかもしれませんがほとんど救済されないですね。ですので、この文章全体に、一般的なものと、犯罪的なものをちょっと分けて、掲載したほうがいいのではないかと思います。

犯罪的なものは、ただ詐欺とか悪徳商品とか、明らかに相手をだますつもりでやるものですね、それ、全体的な文書で分けるわけではなくて例えば犯罪とかって書いた、犯罪部分とか、そういうふうに書いたものをやると、例えばこのところも、一般的なことで書かれていると思うのですけれども、そういうふうな内容がはっきりすると思いますので、そういうふうに分けて、記載したらどうかと思います。以上です。

**○高橋委員** 埼玉大学の高橋です。前回、高齢者も若年層もそうですが、こういった相談機関の敷居をなるべく低くというようなお話をさせていただいたかと思うのですが。その後に、例えばLINEとか前回は言ったと思うのですが、双方向になると受け手も大変というお話があり、確かにと思い、どんな方法があるのだろうということを考えていたのですけれども。

この番号にはあえて該当するとしたら17番かなと思いつつ、例えばそのホームページなどに「詐欺を教えてください」みたいな、本の買取業者の「お売りください」じゃないのですけれども。ある程度、今後こういう消費者問題が起こるかというのを予見するという意味でも、例えば、最近ニュースなんかでもよく取り上げられていますけども、警察から電話が来て、それは本当は警察からではないのだけれども、自分の将来を考えるとやっぱりそれを信じてしまうと、でも私はそういうの信じずに特に対応しませんでしたとか、そういう事例が、この間ニュースでもやっていたかなというふうに思うのですけれども。トラブル110番と書いてありますが、トラブルに遭う前、遭いそうなもの、こういうメールが来ましてって言ってスクショして送るだけ、特にリアクションはいらないと思うのですけれども。こういう被害に遭いそうでしたというような状態をピックアップできるようなものというのを例えば作っておくと、そういうものがあるってことは多分その先に相談というものにも結びつきやすくなるのかな、というふうに思いますし、例えば、私が中学校、高校で授業をしていたときにも、その時は東京都内でしたので東京都の消費者センターのようなところのホームページを示して、もし困

ったらここに電話しようねって授業では言うのですけれども。生徒たちはポカンとしている、というかまさか自分が遭うとは思わない。

でももし、そういう詐欺110番ではないのですが「どんな詐欺があるか教えてください。」ちょっと文言は考えなくてはいけないのですけども、だとしたら迷惑メールが来たときに、スクショして、こんなの来ましたと送るとか、そういうことであれば中学生、高校生でもできるでしょうし、自分がそういう犯罪に巻き込まれる、巻き込まれてしまう立場にいるっていうことも、もしかしたら授業の中で自覚させてあげられるかもしれない。

授業の中でホームページ見て、ここをこうやってクリックして、あなたがもし電話がかかってきたり、何か変なメールが来たら、送ればいいのかによって、何かそれだけでも、啓蒙活動というところには、繋がっていくのかなというふうに思いますので基本的には、今、詐欺とか問題が起こったときの解決というところかなと思うのですけれども、若年層だとそういうネット上の、送信したりするのはかなり気楽にいろいろやるかなというふうに思いますので、予防というところでは、情報収集というような名目で、何かこう、そういうのを送る先があるだけでも、少し状況は変わってきますし、そういうものがあるよってというような、アプローチだと、学校の先生方なんかも、授業の中に取り入れやすくなるというのでしょうか。

そんなようなこともあるのかなと思ひまして、費用のかかることですから、あまりあしろ、こうしろ、とは言えないのですけれども。リアクションはいらない。ただ送るだけの場所というのも一案としてはあるのかなと考えたので、提案のみという形ですがお話をさせていただきました。

**○明石委員** ありがとうございます。他に何かありますか。

**○小川委員** 郵便局とか銀行に行きますと、すごく若い、赤ちゃんも連れのお母さんとかも見かけて待合室で待っていますと、余りにも、銀行、今現在、私自身も思って、銀行にこの前言ったのですが、金利0のマイナスの時代が続いていて、1年前に2年定期を作ったらそれが0.00何%で、このところ、去年から金利が上がって、普通預金でも0.2%とか、になっている銀行がありまして。これ2年定期だけどこれが0.00で反対になってますよねって言って、今そういうことが起きているわけですよ。

定期預金っていうのは、普通預金よりも利率がいいはずが、何かおかしいことになったので、一応これは2年解約できませんよというシチュエーションのものと云われましたけども、これこれ起こっていますので、今回は解約に応じますということで、解約していただいて、その新しい金利のものに変えたのですけれども。

「NISAに入りました」という、会話も聞こえるのですけれども「わからないから全部投資信託で入れちゃったんだ、今のところ儲かってるみたいよ」というような会話をしてるのですけれども。

もうちょっとやっぱ高校とかで、その金融教育とか、その何ていうのですかね、まるでわかっていない。「投資信託って、儲けが出なくても手数料取られるのだよ」って言う「そうなんですか」という感じで。「配当金がずっと出ているのです、って言って

いるけれども、元本取り崩しているのよ。運用成績が悪いと減っちゃうのですよ」って言うてもぼかんとしている。そういう子が多いので、そういう教育って世の中やはり、ないものなのではないでしょうか。余りにも無知すぎるなっていう感じですけど、埼玉大学の先生の高橋委員さんに聞きたいのですけれど。まず、そこがわかってないと。

それで詐欺でも、投資話を何かおじいさまたちがだまされていますけれど。余りにも経験がないからだまされる人がいるのであって、無料で情報を教える人がいるとかね、それからすごく儲かるから変なアルバイトに手を出すとかね、余りにも世の中を知らなさすぎると思うのですが、そういう基本はどうでしょうか。

**○高橋委員** 適切なお答えになるかちょっとわからないのですけれども、やはり学習指導要領という枠組みの中でというのが教科教育としてはありますので、その枠組みの中で、どういうふうに何を教えていくかというところはそれぞれの教員次第というところも正直なところあるのかなというところは思います。

あと、そういった枠組みの中で教えていかなければいけませんので、いわゆる今日的な課題に関して、どういうふうに教えていったらいいのかというところ、教材研究に当たるところですが、そこはかなり教員によっても差があるであろうというところがありますので、対応しなければいけないということは多分先生方もわかっていますし、やろうということも思っているとは思っているのですけれども。どの程度というふうに言われると、なかなかすべてに対応できる枠組みが現在ではちょっと難しい側面もあるのかなというところで。家庭科でやるのがいいのか公民でやるのがいいのかというのもその教科の目的というのでしょうか。

本来、横断的にやっていくというのがいいのでしょうかけれども、なかなかこう瞬発力が必要かなと思うのですが、現状ではかなり対応に差があるかなと。もちろん課題というような形でとらえてはいらっしゃるのですけれども。来年度からって言われたら、可能かと言われるとなかなかこう明言はしばらく部分もあるのかなという。

**○小川委員** 金融教育はゼロということですか。

**○高橋委員** ゼロというわけではないです。

**○小川委員** 入っていますか。

**○高橋委員** 消費生活をやるというところは入っているのですけれども、今日的な課題というところにどこまで教科として迫れるかというところは、なかなかこう明言はしばらくところがあるかな、というところですよ。

**○小川委員** いわゆる、その証券会社の話とか、そういう話はゼロなのですね。

**○高橋委員** ゼロではないと思うのですけれども。

○小川委員 入っていないですか。

○高橋委員 すいません。学習指導要領を暗記をしていないので。ゼロかと言われたらゼロではないというお返事になるかなという感じでしょうか。じゃあ10あるのかと言われたら、それも、という、そういったような状況かと思います。

○消費生活総合センター所長 今、小川委員からちょうだいしましたご意見を担当の課の方にフィードバックさせていただきまして、学習指導要領の範囲の中でとなってしまうと思うのですが、できる範囲で学生たちに消費者教育ができないか、そういうふうに検討してもらおうようにお話をしたいと思います。

○小川委員 いや、学習指導要領じゃない話だと思います、これは。学校で教えるというよりもこれは社会で教えないといけないことかと。数学とか英語とか、家庭科一般など教科で教える、というよりも「いち消費者」として知っていた方が良く、基本と思います。

○丹野委員 はい。

○明石委員 どうぞ。すいませんちょっと時間が押してますのでこれが最後で。

○丹野委員 学習指導要領のお話は、むしろごめんなさい、存じ上げないのですけれど。そもそも消費者、消費生活に関するリテラシーをつけるという、学校の学生さんに対してですね。その中に当然金融リテラシー教育も含まれているので、それが適切にNISAの話までをするかどうかは、私もわかりませんが、それなりに金銭教育とか金融教育も、消費者教育から全然無縁のものが全くありません。中に入っているものなので、当然それも射程に入っているものだと思います。

それから、金融庁さんが大々的に指揮命令をして、新しい金融教育に関する組織というのをもうスタートしているのですね。現実にはそれが学校教育までいっているかどうかはわかりません。そういう形になっているので、少しずつ前進しているのではないかなというふうに思いますし、それから先ほど高橋先生がおっしゃったみたいに消費生活センターのホームページの拡充のところに、ホームページだったらいろいろなものを引っ張ってこられるわけで、金銭に関する知識やトラブル云々など射程にいれることが可能かと思ってお聞きしておりました。

○明石会長 ありがとうございます。時間の都合がありますので次に移ります。

皆様からは大変貴重なご意見が多く寄せられました。ありがとうございました。事務局におきましては皆様からのご意見を踏まえて、具体的な取り組みについて検討いただき、次回の審議会で修正案をお示しください。

次に議題（２）その他ということで、私から1つご提案がございます。  
この1枚ペラの資料ですね、「消費者安全確保地域協議会の設置について」。こちらの資

料がお手元に配られているかと思います。こちらで説明いたします。

まず消費者安全確保地域協議会、以下協議会で言いますけれども、これはですね消費生活上特に配慮を要する方、判断力の低下した高齢者や障がい者などを見守るためのネットワークのことです。見守りネットワークなどと呼ばれております。各地方公共団体は消費者安全法11条3第1項に基づきこれを設置することができるとされています。

この協議会設置による法的効果なのですが、2点あります。

1点目がこれが一番重要なところなのですが、この協議会の構成員間で、本人の同意なしでも、個人情報共有することが可能になります。これが一番大きな点です。

次に、国、他の地方公共団体、国民生活センターから情報提供を受けることが可能になります。逆に言うと協議会がないと情報提供を受けることができません。なので、一言で要約すると、この設置協議会を設置すると非常に情報共有がしやすくなる、ということです。これが大きな点です。

この協議会の設置状況なのですが、2025年2月末日現在、協議会設置自治体数は全国で540、埼玉県は37でご覧の通り関東で1位です。県内の自治体における設置率は約6割。しかし、最大の自治体であるさいたま市に設置されていないという状況です。さいたま市は最大自治体ですから消費者被害も一番多いとは思いますが、そこに設置されていない、という状況であります。

最後に、既存組織の流用で設置可能というところなのですが、消費者安全確保のための既存ネットワークが存在する場合、所要の手続きを経てそれを協議会とする設置報告を消費者庁宛に提出すれば設置が可能です。つまり新たに1から協議会を作る必要はありません。これは消費者庁の消費者安全確保地域グループの設置に対する阻害要因に関するQ&Aの1番目に書かれております。

協議会の設置については消費者庁がかなり熱心に推進をしまして、消費者庁のホームページを見ますとこの協議会の総合情報サイトというのをわざわざ設けてですね、ガイドブックとかいろいろ設置しています。実はかなり強力に推進をしているというところがございます、私としてはぜひ設置していただきたいと思っております。

さらにですねレジュメがもう1組細かいものがありますけれども、これは埼玉弁護士会の池本誠司先生が作成されたもので、かなりこの協議会について詳しいことが書かれております。

私としましてはですね、もしこの設置、協議会がすでに設置されていれば、ひょっとしたら今まで防げた被害、あるいは救済できた被害があったかもしれないということを想像するとですね、これはぜひ早期に設置すべきではないかというふうに考えているところがございます。私からの提案についての説明は以上です。

これについて何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

**○丹野委員** 賛成でございます。そもそもさいたま市さんにこれが設置されていると思いい込んでいましたので。先生が今おっしゃったみたいに、一番大きなのは多分高齢の方がいろんな被害にお遭いになると、私も高齢者なのでよくわかるのですが、ご本人さまのプライドの問題があって、消費者生活センターにご本人がご相談をするということは敷居が非常に高いのです。騙されていないのだ、被害に遭っていないのだ、と。家族が

言っても、周りの福祉関係者の方がサジェスションをしてもですね、本人が「やりたくない」と言われてしまうと、結局はどんなに周りが心配をしても、消費生活センターにおつなぎすることが。非常に難しい。本人の同意がないと。

この消費者安全法による、この消費者安全確保地域協議会は、その部分をクリアして、ご本人様の同意がなくても個人情報保護法の第三者提供というのですが、すみません、私個人情報保護委員会に直前までおりましたので、第三者提供について知っているのですが、ご本人の同意がなしでケアマネさんや民生委員さんが本人情報を消費生活センターに教えると第三者提供になってしまいますので、その部分は非常にハードルが高かったのですね。

この法律ができてこの仕組みの中に入れると、ここの部分は第三者提供の違反の部分がクリアされて、ご本人が例えばノーというあまりはかばかしくなくても、一応相談をしてあげて相談をすることもできて、相談したあげくに消費生活センターから「早くご本人から相談をさせてください、方法がありますよ」という助言をいただいたらそれをご本人様に伝えと、ご本人が「じゃあ、やる」というケースが非常に多いと思いますので、そういう意味ではぜひですね、前向きにご検討いただければありがたいかなと私も思います。

**○消費生活総合センター所長** 私の方からさいたま市の現状につきまして、ご説明させていただきます。現在さいたま市におきましては、地域共生社会の実現に向けまして、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために、「さいたま市地域福祉連絡会議」というものを設置しております。こちらの方で部局横断的な協議を行う場として、包括的な連携の体制を構築しております。

また各区役所におきまして「福祉まるごと相談窓口」というものを設置しておりますので地域の方々から消費者がトラブルに遭遇した場合などは、消費生活センターにつないでもらうなどですね。消費者の安全確保のための連携した取り組みも実施しております。

さらには、福祉部門を中心としてですね、様々な会議がございます。そちらにも消費生活センターが参加しております、福祉部局を中心とした、そういった枠組みの中で、様々な全庁的に連携した取り組みを実施しております。

これらの様々な取り組みにつきましては、消費者安全確保地域協議会と類似した役割を果たすものであると考えておりまして、そのため現在は設置しておりません。今後につきましては、ご提案を踏まえまして検討して参ります。私から以上です。

**○明石会長** ありがとうございます。

**○長谷川委員** コープみらいの長谷川でございます。先ほどご提案いただきました明石会長のですね、ご提案に賛成する立場で、少し発言させていただきたいと思います。時間がない中、申し訳ございません。

コープみらいではですね、適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」の正会員でございまして、私、会の方で理事を仰せつかっておりますので、そういった立場で今回の件につきましては、賛同させていただきたい、というふうに思っております。

私どもの活動では消費者被害の未然の防止ですとか、それから差止請求、それから、被害回復の訴訟などですね、そういったことにも少し協力させていただいているという立場であります。今回のところで言いますと、いわゆる第三者提供についてですね、これがしっかり行えるっていうことは皆様方からお話いただいた、やはり実際は被害に直面された方ですね、そこを助けようと思ったその民生委員さんですとかねケアマネの方達が、その行動することが容易にできるようになるかなというふうに思いますので、そのことに対してですね、一刻も早く被害に遭われたっていうところが起きた場合には、早く動くことがこれ、大変大切なことだなというふうに思いますので、ぜひそういったことですね、ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

**○岡田委員** すいません。

**○明石委員** 時間なので最後になります。

**○岡田委員** はい。埼玉県消費生活支援センターの岡田です。見守り協議会については、県内の市町村さんでも設置は進み、さいたま市さんの方でも今の事業の中である程度は充実しているというご説明があったとは思いますが、明石先生からご説明もあったように、今までの規模にはないメリットというものもありますので、私共の方も本課であります消費生活課の方でその辺の手続きであるとか、細かいメリット、県内市町村です、そこに進めるにあたってのノウハウなども持っておりますので、相談に乗らせていただけたと思います。私の方から今日の経過については説明しておきますので、よろしくお願いします。

**○明石委員** ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討いただければと思います。ではこれで議事を終了しまして進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

**○田島所長補佐** ありがとうございました。最後に事務局より連絡がございます。まず議事録への署名の件ですが、事務局で作成しましたら郵送でお送りし、内容を確認訂正いただき事務局までお送りいただいてから、それに基づき精査したものに、署名をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いします。

また次回の審議会の開催ですが、開催日等についてはまた改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、10期第3回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

散 会（午前11時5分）